

第178期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2018年6月28日（木曜日）
午前10時

場 所

福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル
8階 彩雲の間

西日本鉄道株式会社

証券コード：9031

目 次

第178期定時株主総会招集ご通知	1
[株主総会参考書類]	
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 監査等委員でない取締役 10名選任の件	4
第3号議案 監査等委員である取締役 4名選任の件	16
第4号議案 当社株式の大量取得行為に 関する対応策のための新株 予約権無償割当ての件	21
[添付書類]	
事業報告	41
連結計算書類	67
計算書類	69
監査報告書	71

(証券コード 9031)

2018年6月7日

株 主 各 位

福岡市中央区天神一丁目11番17号

西日本鉄道株式会社

代 表 取 締 役 倉 富 純 男
社 長 執 行 役 員

第178期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第178期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年6月27日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合〕

77、78頁に記載の「電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|---------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2018年6月28日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル 8階 彩雲の間 |

3. 目的事項

報告事項

第178期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

監査等委員でない取締役10名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット等）によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人による議決権の行使は、議決権を有する他の株主1名を代理人として委任するに限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
 - ◎ 事業報告のうち「会社の新株予約権等に関する事項」および「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nishitetsu.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nishitetsu.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の剰余金の処分につきましては、安定配当を維持することを基本とし、今後の事業展開と企業体質の強化に必要な内部留保の充実等を勘案して行ってまいりたいと存じます。

当期の期末配当につきましては、このような考え方のもと、業績等に鑑み、1株につき17円50銭といたしたいと存じます。

当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。中間配当は1株につき3円50銭をお支払いしておりますので、年間配当は、株式併合後に換算いたしますと、中間配当17円50銭と期末配当17円50銭をあわせた1株につき35円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金17円50銭 総額 1,381,957,640円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 8,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 8,000,000,000円

第2号議案 監査等委員でない取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員でない取締役全員（9名）が任期満了となりますので、監査等委員でない取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はありませんでした。

監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位 ならびに担当および職務	取締役会出席率
1	たけしま かず ゆき 竹島 和 幸	再任	取締役会長 取締役会議長	100%
2	くらとみ すみ お 倉富 純 男	再任	代表取締役 社長執行役員 業務全般 監査部担当	100%
3	ひや ゆう じ 部 谷 由 二	再任	代表取締役 副社長執行役員 業務全般 安全推進部担当	100%
4	たかさき しげ ゆき 高崎 繁 行	再任	代表取締役 専務執行役員 業務全般 まちづくり推進本部担当 まちづくり推進本部長	100%
5	しょうざき ひで あき 庄崎 秀 昭	再任	取締役 上席執行役員 鉄道事業本部担当 鉄道事業本部長	100%
6	しみず のぶ ひこ 清水 信 彦	再任	取締役 上席執行役員 自動車事業本部担当 自動車事業本部長	100%
7	とだ こういちろう 戸田 康一郎	新任	上席執行役員 総務広報部、法務コンプライアンス部、人事部担当	—
8	はやしだ こう いち 林田 浩 一	新任	上席執行役員 経営企画部、IT推進部、西鉄ブランド委員会担当	—
9	はりもと くに お 張本 邦 雄	再任	社外 独立 取締役	100%
10	よしまつ たみ お 吉松 民 雄	再任	社外 独立 取締役	100%

株主総会参考書類

候補者番号 1
たけしま かず ゆき
竹島和幸
(1948年11月23日生)

再任

所有する当社株式の数
13,400株



略歴および地位

1971年 4月 当社入社
2003年 6月 当社取締役
2005年 6月 当社常務取締役
2006年 6月 当社取締役常務執行役員
2007年 6月 当社取締役専務執行役員
2008年 6月 当社代表取締役社長
2013年 6月 当社代表取締役会長
2017年 6月 当社取締役会長 現在に至る

担当および職務

取締役会議長

重要な兼職の状況

(株)RKB毎日ホールディングス 社外取締役
(株)正興電機製作所 社外取締役

候補者とした理由

2003年6月に取締役に就任して以来15年間にわたり当社の経営に参画し、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。

また、2008年6月に代表取締役社長、2013年6月に代表取締役会長、2017年6月に取締役会長に就任し、当社の経営を担うとともに、2013年6月からは取締役会議長として当社の経営全般を統括しております。

これらの豊富な経験と知見に基づき、取締役会議長として、取締役会の適切な議事運営にあたることにより、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することができるものと判断し、引き続き、候補者いたしました。

候補者番号 くら とみ すみ お 所有する当社株式の数
 2 倉 富 純 男 再任 10,200株
 (1953年8月13日生)



略歴および地位

1978年4月 当社入社
 2008年6月 当社取締役執行役員
 2011年6月 当社取締役常務執行役員
 2013年6月 当社代表取締役社長
 2016年6月 当社代表取締役 社長執行役員 現在に至る

担当および職務

業務全般 監査部担当

重要な兼職の状況

(株)福岡中央銀行 社外取締役
 (株)九電工 社外取締役

候補者とした理由

2008年6月に取締役に就任して以来10年間にわたり当社の経営に参画し、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。

また、2013年6月に代表取締役社長に就任し、当社の業務全般を統括しております。

これらの豊富な経験と知見により、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるうえ、業務執行の最高責任者である代表取締役社長執行役員として、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上を実現することができるものと判断し、引き続き、候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号

3

ひ や ゆう じ
部 谷 由 二

(1957年1月10日生)

再任

所有する当社株式の数

7,900株



略歴および地位

1979年4月 当社入社
2008年6月 当社取締役執行役員
2012年6月 当社取締役常務執行役員
2014年6月 当社取締役専務執行役員
2016年6月 当社代表取締役 副社長執行役員 現在に至る

担当および職務

業務全般 安全推進部担当

重要な兼職の状況

黒崎播磨(株) 社外監査役

候補者とした理由

2008年6月に取締役就任以来10年間にわたり当社の経営に参画し、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。

また、2016年6月に代表取締役副社長執行役員に就任し、当社の業務全般について社長執行役員を補佐しております。

これらの豊富な経験と知見により、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるうえ、代表取締役副社長執行役員として社長執行役員を補佐し、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現に資することができるものと判断し、引き続き、候補者といたしました。

候補者番号	たか	さき	しげ	ゆき		所有する当社株式の数
4	高	崎	繁	行	再任	7,000株
	(1955年1月7日生)					



略歴および地位

1980年 4月 当社入社
 2008年 6月 当社取締役執行役員
 2011年 6月 当社取締役常務執行役員
 2014年 6月 当社取締役専務執行役員
 2016年 6月 当社取締役 専務執行役員
 2017年 6月 当社代表取締役 専務執行役員 現在に至る

担当および職務

業務全般 まちづくり推進本部担当 まちづくり推進本部長

候補者とした理由

2008年6月に取締役就任以来10年間にわたり当社の経営に参画し、経営に関する豊富な経験と知見を有しております。

また、2017年6月に代表取締役に就任しました。

これらの豊富な経験と知見により、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるうえ、代表取締役として、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現に資することができるものと判断し、引き続き、候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号 しょう ざき ひで あき

5

庄 崎 秀 昭

再任

(1959年11月10日生)

所有する当社株式の数

4,700株



略歴および地位

1982年 4月 当社入社
2007年 7月 当社鉄道事業本部計画部長
2008年 6月 筑豊電気鉄道(株)代表取締役社長
2009年 6月 当社鉄道事業本部運輸車両部長
2012年 6月 当社執行役員鉄道事業本部副本部長兼計画部長
2013年 6月 当社取締役執行役員
2016年 6月 当社取締役 上席執行役員 現在に至る

担当および職務

鉄道事業本部担当 鉄道事業本部長

重要な兼職の状況

(株)富士ピー・エス 社外取締役

候補者とした理由

1982年の入社以来、主に鉄道事業に従事し、現在は上席執行役員として鉄道事業本部を担当するなど、鉄道事業における豊富な業務経験と実績を有しているほか、子会社の経営者としての経験も有しております。

また、2013年6月以降は取締役として経営に参画しております。

交通サービスにおける安全の確保という観点から、取締役会にこれらの経験や知見に基づく視点を反映させることにより、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き、候補者いたしました。

候補者番号

6

し みず のぶ ひこ
清 水 信 彦

(1959年9月21日生)

再任

所有する当社株式の数

5,900株



略歴および地位

1982年 4月 当社入社
 2005年 7月 当社広報室長
 2008年 4月 当社自動車事業本部営業部長
 2010年 6月 当社自動車事業本部計画部長兼営業部長
 2011年 6月 当社自動車事業本部副本部長兼計画部長
 2012年 6月 当社執行役員自動車事業本部副本部長兼計画部長
 2014年 6月 当社取締役執行役員
 2016年 6月 当社上席執行役員
 2017年 6月 当社取締役 上席執行役員 現在に至る

担当および職務

自動車事業本部担当 自動車事業本部長

候補者とした理由

1982年の入社以来、主に自動車事業に従事し、現在は上席執行役員として自動車事業本部を担当するなど、自動車事業における豊富な業務経験と実績を有しております。

また、2014年6月から監査等委員会設置会社へ移行した2016年6月までの2年間および2017年6月以降は取締役として当社の経営に参画しております。

交通サービスにおける安全の確保という観点から、取締役会にこれらの経験や知見に基づく視点を反映させることにより、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き、候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号

7

と だ こういちろう
戸 田 康一郎

(1963年1月22日生)

新任

所有する当社株式の数

2,400株



略歴および地位

1986年4月 当社入社
1998年7月 当社東京事務所所長代理
2004年7月 当社総務部法務課長
2010年7月 当社総務部長
2012年7月 当社自動車事業本部業務部長
2014年6月 当社人事部長
2016年6月 当社執行役員人事部長
2018年4月 当社上席執行役員 現在に至る

担当および職務

総務広報部、法務コンプライアンス部、人事部担当

候補者とした理由

1986年の入社以来、主に人事業務や総務業務に従事し、現在は上席執行役員として総務広報部、法務コンプライアンス部、人事部を担当するなど、当社における豊富な業務経験と実績を有しております。

これらの豊富な経験や知見に基づく視点を反映させることにより、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、候補者といたしました。

候補者番号 はやし だ こう いち

所有する当社株式の数

8

林 田 浩 一

新任

1,600株

(1965年9月5日生)



略歴および地位

1988年4月 当社入社
 2003年7月 当社都市開発事業本部ビル事業部企画開発第二課長
 2007年7月 当社経営企画本部経営企画部課長
 2011年7月 当社ストア計画室長
 2013年4月 ㈱西鉄ストア取締役執行役員
 2013年6月 同社取締役常務執行役員
 2014年6月 同社代表取締役副社長
 2015年7月 当社ホテル事業本部副本部長兼開発部長
 2016年6月 当社執行役員ホテル事業本部副本部長兼開発部長
 2017年6月 当社執行役員ホテル事業本部長兼開発部長
 2018年4月 当社上席執行役員 現在に至る

担当および職務

経営企画部、IT推進部、西鉄ブランド委員会担当

候補者とした理由

1988年の入社以来、主に経営企画業務やストア事業、ホテル事業に従事し、現在は上席執行役員として経営企画部、IT推進部を担当するなど、当社における豊富な業務経験と実績を有しております。

これらの豊富な経験や知見に基づく視点を反映させることにより、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、候補者といたしました。

株主総会参考書類

候補者番号 はりもとくに お 所有する当社株式の数
9 張本邦雄 再任 社外 独立 400株
(1951年3月19日生)



略歴および地位

2003年6月 東陶機器(株) (現TOTO(株)) 取締役 執行役員
2005年6月 同社取締役 常務執行役員
2006年6月 同社取締役 専務執行役員
2009年4月 同社代表取締役 社長執行役員
2014年4月 同社代表取締役 会長 兼 取締役会議長 現在に至る
2014年6月 当社取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

TOTO(株) 代表取締役 会長 兼 取締役会議長
(株)RKB毎日ホールディングス 社外監査役

候補者とした理由

TOTO(株)の代表取締役会長兼取締役会議長を務めるなど、グローバル企業の経営者として豊富な経験や見識を有しております。また、2014年6月より当社の社外取締役として、当社と利害関係のない独立した立場から、その経験や見識をもとに有益な意見をいただいております。

これらにより、当社と利害関係のない社外取締役として、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き、候補者といたしました。

社外取締役候補者に関する事項

1. 張本邦雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年です。
2. 当社は、TOTO(株)と貨物取扱料受入等の取引を行っていますが、その金額はそれぞれの年間連結総売上高の1%未満であり、後掲の当社の定める独立性基準の範囲内です。
3. 同氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則に基づく独立役員の候補者です。
4. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。当社は上記責任限定契約を継続する予定です。

候補者番号 よし まつ たみ お 所有する当社株式の数
 10 吉 松 民 雄 再任 社外 独立 2,600株
 (1947年2月10日生)



略歴および地位

2000年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)取締役
 2004年3月 同社常務取締役
 2006年3月 同社専務取締役 専務執行役員
 2006年7月 コカ・コーラウエストホールディングス(株) (現コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株)) 取締役 専務執行役員
 2007年3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)代表取締役 社長
 2009年1月 コカ・コーラウエスト(株) (現コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株)) 取締役 副社長
 2009年3月 同社代表取締役 副社長
 2010年1月 同社代表取締役 社長 現在に至る
 2016年6月 当社取締役 現在に至る
 2017年4月 コカ・コーラウエストジャパン(株) (現コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)) 代表取締役 社長 現在に至る

重要な兼職の状況

コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株) 代表取締役 社長
 コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株) 代表取締役 社長

候補者とした理由

コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株)の代表取締役社長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験や見識を有しております。また、2016年6月より当社の社外取締役として、当社と利害関係のない独立した立場から、その経験や見識をもとに有益な意見をいただいております。

これらにより、当社と利害関係のない社外取締役として、取締役会の監督機能および意思決定機能を強化することが期待できるため、引き続き、候補者いたしました。

社外取締役候補者に関する事項

1. 吉松民雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年です。
2. 当社は、コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)と自動販売機設置料受入等の取引を行っていますが、その金額はそれぞれの年間連結総売上高の1%未満であり、後掲の当社の定める独立性基準の範囲内です。
3. 同氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則に基づく独立役員の候補者です。
4. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。当社は上記責任限定契約を継続する予定です。

(ご参考) 社外取締役の独立性に関する基準

当社は、社外取締役が、次の各項目のいずれにも該当しない場合に限り、独立性を有するものと判断します。

1. 当社または当社子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者※1またはその業務執行者※2
 2. 当社グループの主要な取引先である者※3またはその業務執行者
 3. 当社グループの会計監査人である監査法人の社員、パートナー、従業員
 4. 当社グループから役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
 5. 当社の主要株主※4またはその業務執行者
 6. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
 7. 当社グループの主要な借入先※5の業務執行者
 8. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役または執行役員
 9. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付または助成を受けている組織の業務執行者
 10. 過去5年間に於いて上記1～6のいずれかに該当していた者
 11. 以下に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
 - ①上記1～7に該当する者のうち重要な地位にある者※6
 - ②当社グループの業務執行者または非業務執行取締役
 12. 当社における通算在任期間が8年を超える者
- (注) ※1 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループから、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた者をいいます。
- ※2 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、業務を執行する社員、理事その他これに類する役職者および使用人をいいます。
- ※3 当社グループの主要な取引先である者とは、当社グループに対して、当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者をいいます。
- ※4 主要株主とは、議決権所有割合10%以上の株主をいいます。
- ※5 主要な借入先とは、当社グループの借入金残高が、直近事業年度末における連結借入金残高の10%以上の金融機関をいいます。
- ※6 重要な地位にある者とは、会社においては部長級以上、監査法人や弁護士事務所においては、所属する会計士、弁護士をいいます。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（4名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席率
1	おお かく すなお 大 格 淳 新任	上席執行役員 経理部担当	—
2	だい こく い せ お 大 黒 伊勢夫 再任 社外 独立	取締役 常任監査等委員	100%
3	たに まさ あき 谷 正 明 再任 社外	取締役 監査等委員	81.3%
4	さ とう なお ふみ 佐 藤 尚 文 再任 社外	取締役 監査等委員	100%

株主総会参考書類

候補者番号 おお かく すなお 所有する当社株式の数
1 大 格 淳 新任 2,600株
(1960年6月14日生)



略歴および地位

1985年 4月 当社入社
2006年 7月 当社経営企画本部 C V 経営室長
2009年 6月 当社経営管理部長
2009年 7月 当社 C S R 推進本部経営管理部長
2012年 6月 当社経理部長
2015年 6月 当社取締役執行役員
2016年 6月 当社上席執行役員 現在に至る

候補者とした理由

1985年の入社以来、主に経理業務、C S Rや内部統制に関する業務に従事し、現在は上席執行役員として経理部を担当するなど、当社における豊富な業務経験と実績を有しているほか、これらの業務経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、2015年6月から監査等委員会設置会社へ移行した2016年6月までの1年間、取締役として、当社の経営に参画しております。

これらの経験や知見を活かし、常勤の監査等委員である取締役として、監査・監督機能を強化することが期待できるため、候補者いたしました。

候補者番号 だい こく い せ お 所有する当社株式の数
 2 大 黒 伊勢夫 再任 社外 独立 2,000株
 (1953年9月13日生)



略歴および地位

1978年 4月 運輸省（現国土交通省）入省
 1994年 6月 同省九州運輸局企画部長
 1999年 7月 建設省（現国土交通省）都市局都市再開発防災課長
 2003年 7月 国土交通省自動車交通局貨物課長
 2005年 8月 同省航空局監理部総務課長
 2006年 7月 同省九州運輸局長
 2008年 10月 同省観光庁観光地域振興部長
 2009年 7月 同省海事局次長
 2011年 10月 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事
 長代理
 2012年 9月 国土交通省近畿運輸局長
 2013年 6月 一般財団法人空港環境整備協会理事長
 2014年 6月 当社監査役（常勤）
 2016年 6月 当社取締役常任監査等委員（常勤） 現在に至る

候補者とした理由

国土交通省出身であり、当社の主要事業である鉄道事業やバス事業についての知識や、外郭団体への出向など多様な職務経験を有しております。

また、2014年6月より当社の常勤社外監査役として、2016年6月以降は常勤の監査等委員である社外取締役として、その経験や見識をもとに様々な角度から監査を行い、経営の健全性、適正性の確保に努めていただいております。

これらの経験と実績を活かし、当社と利害関係のない常勤の監査等委員である社外取締役として、経営陣の業務執行に緊張感を持たせることができるなど、当社の監査・監督機能を強化することが期待できるため、引き続き、候補者といたしました。

社外取締役候補者に関する事項

1. 大黒伊勢夫氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年です。
2. 同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
3. 同氏が監査役を務める西鉄電設工業(株)において、同氏の在任中である2014年9月、同社従業員による下請業者への水増し発注等の不正行為が発覚しました。同氏は、平素より法令遵守の観点から監査を行っており、事案発生後においては、同社の再発防止策の策定およびその進捗等を監視するとともに、取締役会において業務全般における規律の徹底や企業倫理のさらなる強化を求めるなど、再発防止に向けその職責を果たしております。
4. 同氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則に基づく独立役員の候補者です。

株主総会参考書類

候補者番号

3

たに
谷

(1943年1月23日生)

まさ

正

あき

明

再任

社外

所有する当社株式の数

400株



略歴および地位

1993年6月 (株)福岡銀行取締役
1995年6月 同行常務取締役
1999年6月 同行代表取締役専務取締役
2000年4月 同行代表取締役副頭取
2005年4月 同行代表取締役頭取
2007年4月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ代表取締役会長
兼社長
2008年6月 当社監査役
2014年6月 (株)ふくおかフィナンシャルグループ代表取締役会長
現在に至る
2014年6月 (株)福岡銀行代表取締役会長 現在に至る
2016年6月 当社取締役監査等委員 現在に至る

重要な兼職の状況

(株)ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締役会長
(株)福岡銀行 代表取締役会長
(株)RKB毎日ホールディングス 社外取締役 (2018年6月28日退任予定)
西部瓦斯(株) 社外取締役 (2018年6月27日退任予定)

候補者とした理由

(株)ふくおかフィナンシャルグループの代表取締役会長および(株)福岡銀行の代表取締役会長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験や見識を有しております。

また、2008年6月より当社の社外監査役として、2016年6月以降は監査等委員である社外取締役として、その経験や見識をもとに監査を行い、取締役会および監査等委員会において有益なご意見をいただいております。

これらの経験と実績を活かし、監査等委員である社外取締役として、当社の監査・監督機能を強化することが期待できるため、引き続き、候補者いたしました。

社外取締役候補者に関する事項

1. 谷正明氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年です。
2. 当社は、同氏が代表取締役会長である(株)福岡銀行と資金の借入等の取引を行っています。
3. 同氏は、当社の特定関係事業者である(株)福岡銀行の業務執行者です。同氏は、同行より取締役としての報酬を受けており、今後も受ける予定があります。
4. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。当社は上記責任限定契約を継続する予定です。

候補者番号

4

さとう なお ふみ
佐藤 尚文

(1951年8月27日生)

再任

社外

所有する当社株式の数

1,064株

**略歴および地位**

2012年6月 九州電力(株)取締役常務執行役員
 2014年6月 同社代表取締役副社長 現在に至る
 2016年6月 当社取締役監査等委員 現在に至る

重要な兼職の状況

九州電力(株) 代表取締役副社長 (2018年6月27日退任予定)
 (株)九電工 取締役会長 (2018年6月27日就任予定)
 (株)RKB毎日ホールディングス 社外取締役 (2018年6月28日退任予定)

候補者とした理由

九州電力(株)の代表取締役副社長を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験や見識を有しているほか、その業務経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、2016年6月より当社の監査等委員である社外取締役として、その経験や見識をもとに監査を行い、取締役会および監査等委員会において有益なご意見をいただいております。

その知見等を活かした有益な監査が期待できるとともに、当社の監査・監督機能を強化することが期待できるため、引き続き、候補者いたしました。

社外取締役候補者に関する事項

1. 佐藤尚文氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年です。
2. 当社は、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。当社は上記責任限定契約を継続する予定です。

第4号議案

当社株式の大量取得行為に関する対応策のための 新株予約権無償割当ての件

当社が、2015年5月8日付当社取締役会決議及び同年6月26日開催の当社第175期定時株主総会におけるご承認に基づき更新した、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）は、本総会終結の時をもって有効期間が満了となります。

当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、2018年5月9日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、旧プランを更新すること（以下「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

つきましては、当社定款第5条に基づき、本プランに利用するため、下記2.「提案の内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えます。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提

案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループは、鉄道・バス等により形成される広範な交通ネットワークを事業の基盤とし、不動産事業、国際物流事業、旅行事業、流通事業、ホテル事業、レジャー事業等幅広い事業展開を行うことにより、主軸の鉄道・バス事業における利用者数の維持・拡大と事業の多角化による総合的な収益性の向上に努めております。そのためには、鉄道・バス路線の沿線において、商業施設の開発・運営、小売業の展開、住宅・マンションの開発等を行い、沿線の魅力や価値（沿線価値）を高めることが重要です。また、鉄道・バスといった公共性の高い事業においては、利潤追求にも限界があることから、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することが必要です。

このような理由から、当社グループは地域と密接に関連した事業展開を行うことにより、地域社会の信頼を獲得するとともに、西鉄ブランドを確立し、沿線価値の向上、収益性の拡大に努めてまいりました。一方、運輸事業や付帯事業の展開で培った西鉄ブランドを基礎に、国際物流事業やホテル事業等、域外への柔軟な事業展開を図ることにより、グループ全体の価値の創造に努めております。このように、当社にとりましては、各々の事業セグメントの密接な結びつきにおいてグループとしての総合力を発揮し、一体的な経営を行うことが極めて重要であります。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記（1）に記載した基本方針に沿って導入されるも

のです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。

2. 提案の内容

(1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等（下記（2）「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。以下同じとします。）（注1）の20%以上を買取しようとする者が現れた際に、買取者に事前の情報提供を求める等、上記1.（2）「本プランの目的」を実現するために必要な手続を定めております。

買取者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

買取者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合等には、当社は、買取者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買取者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権に係る新株予約権無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を実施します。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買取者以外の株主の皆様へ当社株式が交付された場合には、買取者の有する当社の議決権割合は、約2分の1まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から

独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会（下記（2）「本プランの発動に係る手続」(g) に定義されます。以下同じとします。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

(2) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①若しくは②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案（注2）を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等（注3）について、保有者（注4）の株券等保有割合（注5）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注6）について、公開買付け（注7）を行う者の株券等所有割合（注8）及びその特別関係者（注9）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（その主な内容は下記（4）「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等の不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとし、

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたものとし、また、条件又は留保等は付されてはならないものとし、）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立

準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書(以下に定義されます。)の書式(買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。)を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会(独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、(注10)記載の独立委員会規則の概要、本更新時の独立委員会の委員の略歴等については、別紙「独立委員会委員略歴」をご参照下さい。)に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ(共同保有者(注11)、特別関係者及び買付者等を被支配法人等(注12)とする者の特別関係者)の詳細(名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。)(注13)
- ② 買付等の目的、方法及び具体的内容(対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)
- ③ 買付等の価格及びその算定根拠
- ④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
- ⑤ 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

- ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（地域との共生に対する考え方、運輸事業における運輸政策、安全管理策等を含みます。）
 - ⑦ 当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客、地域住民等の当社に係る利害関係者に対する対応方針
 - ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
 - ⑩ その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び当社取締役会又は独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出されたと合理的に認めた場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（当社が鉄道・バス事業に加えて、不動産事業、国際物流事業、旅行事業、流通事業等幅広い事業展開を行っていること、連結子会社約80社を有していること等に鑑み、原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するように要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領したと合理的に認めた時点から原則として最長60日が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下、かかる独立委員会による情報収集及び検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であ

れば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとし、買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

なお、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討、買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

(e) 独立委員会の勧告

上記の 절차를踏まえ、独立委員会は、買付等について下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる適切な施策を実施することを勧告します。なお、独立委員会は、買付等について下記（3）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合等には、予め当該実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (イ) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合
- (ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

他方、独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場合は、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当て等を実施すべ

き旨の勧告を行わないものとします。但し、独立委員会は、その後も、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当て等を実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

上記のほか、独立委員会は、適宜、株主総会を開催し買付者等の買付け等に関する株主意思の確認を行うこと等を勧告することができるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記 (e) に従って勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記 (g) に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、必要事項についての決議を行うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、上記 (f) にかかわらず、(i) 上記 (e) に従い、独立委員会において、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は (ii) 買付等について発動事由その2の該当可能性等が問題となっており、かつ、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上、取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)に記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記の要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
- ① 株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可

- 能性又は買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係を損なうこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

上記のほか、当社は、上記の各発動事由に準じる要件が充足され、かつ、相当性を有する場合には、本プランの発動として法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策を講じることがあります。この場合も、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、原則として1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約

権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(Ⅰ) 特定大量保有者（注14）、(Ⅱ) 特定大量保有者の共同保有者、(Ⅲ) 特定大量買付者（注15）、(Ⅳ) 特定大量買付者の特別関係者、若しくは(Ⅴ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅳ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(Ⅵ) 上記(Ⅰ)ないし(Ⅴ)に該当する者の関連者（注16）（以下、(Ⅰ)ないし(Ⅵ)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注17）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、下記(i)②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
 - (k) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
 - (l) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (5) 本プランの有効期間、廃止及び変更
本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。
但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができます。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2018年5月9日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

(7) その他の事項

本プランの細目については、当社取締役会において定めることができるものとします。

- (注1) 当社は、2009年1月5日に株券電子化が実施されたことに伴い株券不発行会社となっていますが、本プランにおいては、金融商品取引法の規定に準拠した記載をすることが明確性・客観性に資するという観点から、適宜、同法の規定に準拠して「株券等」の用語を使用しています。
- (注2) 第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

- (注8) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認められた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注10) 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。
- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
 - ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、
（i）当社社外取締役又は（ii）社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
 - ・独立委員会委員の任期は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
 - ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告することができる。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行う（但し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該株主意思確認総会の決議に従う。）
 - ① 本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社定款の下でとりうる合理的な施策の実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当て等の中止又は本新株予約権の無償取得
 - ③ 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ④ 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ⑤ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑥ 買付者等との交渉・協議
 - ⑦ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・当社取締役会の提供する代替案の検討
 - ⑧ 独立委員会検討期間の延長の決定

株主総会参考書類

- ⑨ 株主総会招集の要否の判断
 - ⑩ 本プランの修正又は変更の承認
 - ⑪ 本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
 - ⑫ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑬ 当社取締役会が別途独立委員会に諮問し又は別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・ 独立委員会は、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家の助言を得ること等ができる。
 - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。
- (注11) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注12) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注13) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
- (注14) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとし、本議案において同じとします。
- (注15) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法

施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

- (注16) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。
- (注17) 具体的には、(x) 買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 買付者等の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が20%を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

独立委員会委員略歴

本更新時の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

氏名	略歴
はりもとくにお 張本邦雄 (1951年3月19日生)	2003年6月 東陶機器(株) (現TOTO(株)) 取締役 執行役員 2005年6月 同社取締役 常務執行役員 2006年6月 同社取締役 専務執行役員 2009年4月 同社代表取締役 社長執行役員 2014年4月 同社代表取締役 会長 兼 取締役会議長 現在に至る 2014年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) TOTO(株) 代表取締役 会長 兼 取締役会議長 (株)RKB毎日ホールディングス 社外監査役

※ 張本邦雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏は、本総会における監査等委員でない取締役選任議案の候補者であり、本総会で再任された場合には、独立委員会の委員を継続する予定です。

当社は、同氏が代表取締役会長兼取締役会議長を務めるTOTO(株)と貨物取扱料受入等の取引を行っていますが、その金額はそれぞれの年間連結総売上高の1%未満です。

氏 名	略 歴
<p style="text-align: center;">よし まつ たみ お 吉 松 民 雄 (1947年 2月 10日生)</p>	2000年 3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)取締役
	2004年 3月 同社常務取締役
	2006年 3月 同社専務取締役 専務執行役員
	2006年 7月 コカ・コーラウエストホールディングス(株) (現コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株)) 取締役 専務執行役員
	2007年 3月 近畿コカ・コーラボトリング(株)代表取締役 社長
	2009年 1月 コカ・コーラウエスト(株) (現コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株)) 取締役 副社長
	2009年 3月 同社代表取締役 副社長
	2010年 1月 同社代表取締役 社長 現在に至る
	2016年 6月 当社取締役 現在に至る
	2017年 4月 コカ・コーライーストジャパン(株) (現コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)) 代表取締役 社長 現在に至る
(重要な兼職の状況)	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス(株) 代表取締役 社長	
コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株) 代表取締役 社長	

※ 吉松民雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏は、本総会における監査等委員でない取締役選任議案の候補者であり、本総会で再任された場合には、独立委員会の委員を継続する予定です。

当社は、同氏が代表取締役社長を務めるコカ・コーラ ボトラーズジャパン(株)と自動販売機設置料受入等の取引を行っていますが、その金額はそれぞれの年間連結総売上高の1%未満です。

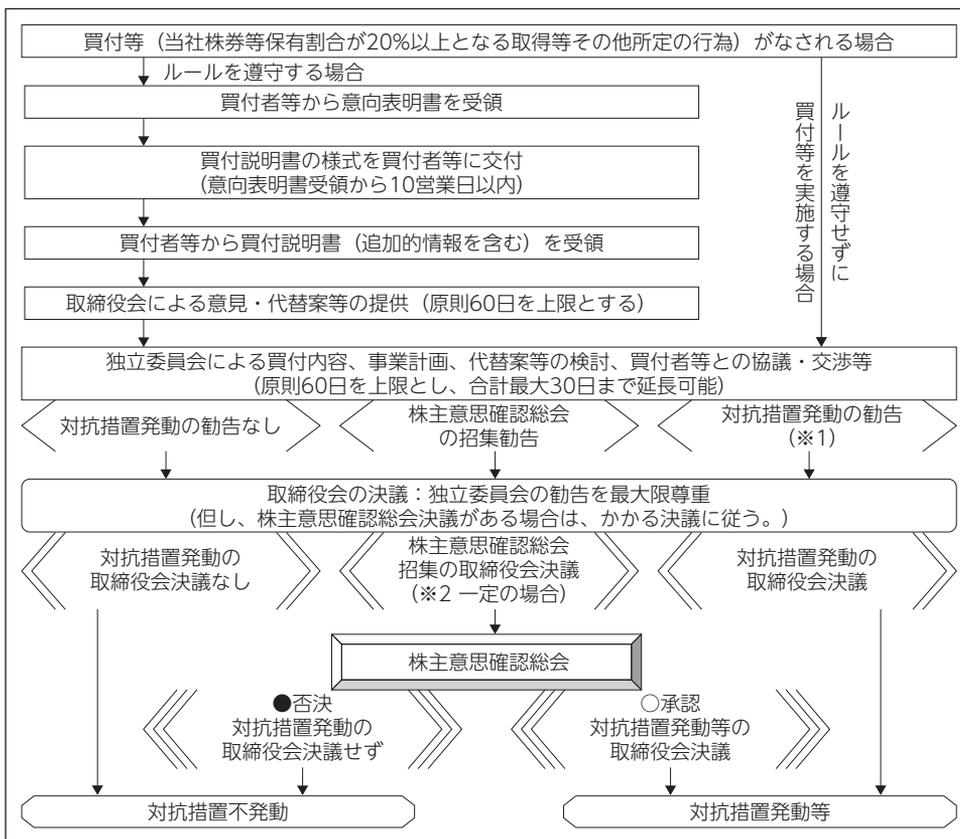
株主総会参考書類

氏名	略歴
<small>だい こく いせ お</small> 大黒伊勢夫 (1953年9月13日生)	1978年4月 運輸省（現国土交通省）入省 1994年6月 同省九州運輸局企画部長 1999年7月 建設省（現国土交通省）都市局都市再開発防災課長 2003年7月 国土交通省自動車交通局貨物課長 2005年8月 同省航空局監理部総務課長 2006年7月 同省九州運輸局長 2008年10月 同省観光庁観光地域振興部長 2009年7月 同省海事局次長 2011年10月 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長代理 2012年9月 国土交通省近畿運輸局長 2013年6月 一般財団法人空港環境整備協会理事長 2014年6月 当社監査役（常勤） 2016年6月 当社取締役常任監査等委員（常勤） 現在に至る

※ 大黒伊勢夫氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、同氏を東京証券取引所および福岡証券取引所に独立役員として届け出ております。同氏は、本総会における監査等委員である取締役選任議案の候補者であり、本総会で再任された場合には、独立委員会の委員を継続する予定です。

同氏と当社間に特別の利害関係はありません。

本プランにおける手続の流れの概要



- ※ 1 独立委員会は、対抗措置（新株予約権無償割当て）の発動事由のうち「発動事由その2」の該当可能性が問題となっている場合等には、予め当該実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができます。
- ※ 2 取締役会は、(i) 独立委員会において、本新株予約権の無償割当て等の実施に際して、株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、若しくは買付者等の買付等に関する株主意思の確認を行うことを勧告した場合、又は (ii) 買付け等について発動事由その2の該当可能性等が問題となっており、かつ、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上、取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会を招集し、株主の皆様意思を確認することができます。

本参考資料は、本プランについて、株主の皆様にわかりやすく説明するため、本プランの内容を簡略化した上で図表形式でご説明するものです。したがって、本参考資料の完全性、網羅性、正確性等は保証されていないため、本プランの正確な内容については、本文をご参照いただきますようお願い致します。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般の状況

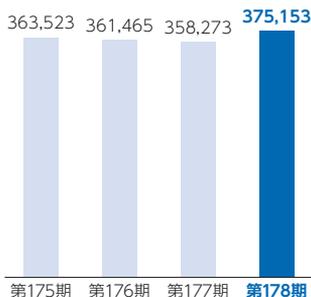
わが国の経済は、企業業績の堅調な推移や雇用情勢の着実な改善等により、緩やかな回復基調が継続しましたが、先行きについては、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響が懸念されます。

このような情勢のなか、当社グループでは、長期ビジョン「にしてつグループまち夢ビジョン2025」実現の第一歩となる第14次中期経営計画の達成に向け、「地域マーケットビジネスの深化」「地域マーケットビジネスの域外展開の加速」「国際物流ビジネスの拡大」「成長実現のための体制整備」の4つの重点戦略に取り組みました。

当社グループにおける当連結会計年度の営業収益は3,751億5千3百万円（前年度比4.7%増）、経常利益は207億4百万円（前年度比8.1%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は115億6千2百万円（前年度比5.1%減）となりました。

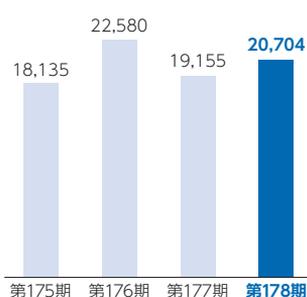
営業収益

(単位：百万円)



経常利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する 当期純利益

(単位：百万円)



② 各セグメントの状況

当社グループは、当社、子会社81社および関連会社16社（2018年3月31日現在）で構成され、運輸業、不動産業、流通業、物流業、レジャー・サービス業等を営んでいます。各セグメントにおける状況は次のとおりです。

	運 輸 業		鉄道事業、バス事業、タクシー事業等	
	営業収益	88,023 百万円 (前年度比2.0%増)	営業利益	5,546 百万円 (前年度比10.0%減)

鉄道事業では、西鉄福岡（天神）駅～大橋駅間高架橋の耐震強化工事を進めるなど、安全性の向上に努めました。また、観光列車「旅人」「水都」のリニューアルを行うなど、さらなる観光客の取り込みを図りました。さらに、新型車両9000形への代替を進めたほか、昨年8月にダイヤ改正を実施し大橋駅を特急停車駅とするなど、利便性の向上を図りました。

バス事業では、乗務員の運転特性の分析に基づく教育方法を導入するなど、安全性の向上に努めました。また、西鉄香椎駅や高宮駅への乗り入れを開始したほか、連節バスの増便を実施するなど、交通ネットワークの維持・拡充を図りました。さらに、「SUNQパス」等の海外での販売促進に努めたほか、博多駅から福岡空港国際線ターミナルへのアクセスを増強するなど、インバウンド需要の拡大に対応した取り組みを行いました。

以上により、運輸業の営業収益は880億2千3百万円（前年度比2.0%増）、営業利益は55億4千6百万円（前年度比10.0%減）となりました。

	不動産業		賃貸事業、住宅事業等	
	営業収益	61,586 百万円 (前年度比10.8%増)	営業利益	8,174 百万円 (前年度比1.9%減)

賃貸事業では、「ソラリアプラザ」および「エマックス・クルメ」をリニューアルしたほか、「ソラリアステージ」にレンタルスペース「SPACE on the Station」を開業するなど、収益力と集客力の強化に努めました。

住宅事業では、「サンリヤン箱崎九大前ステーションレジデンス」等の分譲マンション299戸、「あすみ」等の戸建住宅や土地あわせて190区画、リノベーションマンション37戸を販売しました。また、ベトナムおよびインドネシアにお

いて分譲マンションおよび戸建住宅を他社と共同で開発、販売しました。さらに、昨年11月に開業した「サンカルナテラス三国が丘駅前」等のシニアマンションの充足に努めました。

以上により、不動産業の営業収益は615億8千6百万円（前年度比10.8%増）、営業利益は81億7千4百万円（前年度比1.9%減）となりました。

	流通業		ストア事業、生活雑貨販売業
	営業収益	80,560 百万円 (前年度比1.5%減)	営業利益

ストア事業では、(株)西鉄ストアと(株)あんくるふじやを合併し、仕入の統合および管理部門の集約等により効率化を図るなど、収益力の強化に努めました。また、より魅力的な売場づくりのモデルとして「スピナマート高見店」を「スピナソリエ」にリニューアルしました。

生活雑貨販売業では、「雑貨館インキューブ」を千葉県および滋賀県に出店するなど、収益力の強化に努めました。

以上により、流通業の営業収益は805億6千万円（前年度比1.5%減）、営業利益は9億3千7百万円（前年度比10.8%減）となりました。

	物流業		国際物流事業、国内物流事業
	営業収益	89,146 百万円 (前年度比8.3%増)	営業利益

国際物流事業では、オーストラリアやインドネシア等において営業拠点を開設するなど、国際物流ネットワークの拡充に努めました。また、海運事業において船会社との包括契約により輸送原価の低減を図るなど、競争力の強化に努めました。

以上により、物流業の営業収益は891億4千6百万円（前年度比8.3%増）、営業利益は27億8千2百万円（前年度比26.2%増）となりました。



レジャー・サービス業

ホテル事業、旅行事業、娯楽事業等

営業収益 **44,575**百万円
(前年度比11.9%増)

営業利益 **2,122**百万円
(前年度比85.5%増)

ホテル事業では、「ソラリア西鉄ホテル京都プレミア 三条鴨川」および海外2号店となる「ソラリア西鉄ホテル釜山」を開業しました。また、「西鉄イン日本橋」および「西鉄イン福岡」やソラリアリゾートシップ「マリエラ」のリニューアルを行うなど、競争力の強化に努めました。

旅行事業では、新規出店を進めるとともに、WEB販売やインバウンド商品の販売を強化するなど、収益力の向上に努めました。

娯楽事業では、遊園地「かしかえんシルバニアガーデン」において、パークゴルフ場を新設したほか、プロジェクションマッピングを用いたイルミネーションを実施するなど、施設の魅力向上を図りました。

以上により、レジャー・サービス業の営業収益は445億7千5百万円（前年度比11.9%増）、営業利益は21億2千2百万円（前年度比85.5%増）となりました。



その他

ICカード事業、車両整備関連事業等



営業収益 **48,015**百万円
(前年度比1.9%増)

営業利益 **2,001**百万円
(前年度比24.3%増)

ICカード事業では、ICカード「nimoca」と全日本空輸(株)のクレジットカード「ANAカード」の機能を一体化した「ANA VISA nimocaカード」を発行するなど、利便性の向上に努めました。

また、車両整備関連事業等の各事業において、積極的な営業活動に努めました。

以上により、その他の営業収益は480億1千5百万円（前年度比1.9%増）、営業利益は20億1百万円（前年度比24.3%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

① 当連結会計年度中に完成または取得した主要設備等

天神大牟田線車両新造（8両）（運輸業）
バス車両新造（乗合118両、貸切26両）（運輸業）
オンワード樫山福岡支店ビル（不動産業）
サンカルナテラス三国が丘駅前（不動産業）
ソラリア西鉄ホテル京都プレミア 三条鴨川（レジャー・サービス業）
マリンワールド海の中道リニューアル工事（レジャー・サービス業）

② 当連結会計年度末現在継続中の主要設備等の新設、拡充、改修

天神大牟田線春日原～下大利駅間連続立体交差工事（運輸業）
天神大牟田線雑餉隈駅付近連続立体交差工事（運輸業）
列車運行管理装置代替（運輸業）
大橋西鉄名店街リニューアル工事（不動産業）
香椎照葉5丁目賃貸マンション・シニアマンション（仮称）新築工事（不動産業）
サンカルナ久留米新築工事（不動産業）
ソラリア西鉄ホテルバンコク（仮称）新築工事（レジャー・サービス業）
西鉄ホテルクルーム名古屋（仮称）新築工事（レジャー・サービス業）
シュレッダープラント代替工事（その他）

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループが行った資金調達のうち主要なものは、当社において昨年4月に発行した「第47回無担保社債」140億円です。

なお、当連結会計年度末の社債および借入金の残高は2,158億2百万円となり、前期末に比べて183億8千1百万円増加しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、生産年齢人口の減少や競争の激化等もあり、先行きが不透明な状況が続くものと予想されます。

このような状況のもと、当社グループでは、引き続き、第14次中期経営計画の達成に向け、重点戦略に基づく各施策を着実に推し進め、成長基盤を確立してまいります。特に、天神地区の機能更新への本格着手など地域マーケットビジネスの深化、首都圏やアジア等の域外への更なる事業展開の推進、国際物流ビジネスの拡大に取り組んでまいります。また、成長実現のための体制整備、特に人材の確保・育成、組織風土の改善（従業員のやりがい醸成）に積極的に取り組むほか、ICTの活用・研究を進め、新規事業の創出や既存事業の強化、また、業務改善や生産性向上に活かしてまいります。さらに、安全を最優先とした企業運営、コンプライアンス体制の推進・改善等CSR経営を推進してまいります。

なお、各セグメントにおける具体的な取り組みにつきましては、次のとおりです。

① 運 輸 業

鉄道事業では、高架橋の耐震強化工事や列車運行管理装置の代替を進めるとともに、西鉄福岡（天神）駅においてホームドア設置に向けた準備を進めるなど、安全を最優先した輸送サービスの提供に取り組んでまいります。また、太宰府駅のリニューアルを進めるなど、駅施設の魅力および利便性の向上を図ってまいります。さらに、新型観光列車「THE RAIL KITCHEN CHIKUGO」の2019年春の運行開始に向けた取り組みを進めてまいります。

バス事業では、乗務員の健康に起因する事故の防止等に取り組むなど、引き続き安全性の向上に努めてまいります。また、都心部における運行効率を高める路線再編の実施や自治体との連携推進等により、交通ネットワークの維持・拡充に努めてまいります。さらに、利用者の多いバス停に、よりわかりやすい行き先案内や時刻表を掲示する取り組みを進めるほか、福岡空港国際線ターミナルにおいてバスの案内窓口機能を強化するなど、インバウンド需要の取り込みを推進してまいります。そのほか、営業所の建て替え等による職場環境改善を図るなど、安定した労働力の確保に努めてまいります。

② 不動産業

賃貸事業では、「大橋西鉄名店街」や西鉄福岡（天神）駅外コンコースの店舗部分のリニューアルを進めるなど、収益力の強化を図ってまいります。また、「福ビル街区」再開発への対応等、天神地区の機能更新に向けた取り組みを強化してまいります。

住宅事業では、アイランドシティにおける分譲マンションやシニアマンション等の複合開発を進めるほか、首都圏において分譲マンション「ブラントン日本橋大伝馬町」の販売や新規物件の開発をさらに推進してまいります。また、有料老人ホーム「サンカルナ」シリーズに加え、シニアマンションの新たな業態として、サービス付き高齢者向け住宅の展開を進めてまいります。さらに、ベトナムおよびインドネシアに加え、米国テキサス州においても新たな開発を進めてまいります。

③ 流通業

ストア事業では、既存店舗を地域特性に合った店舗にリニューアルするなど、競争力の強化に努めてまいります。また、店舗従業員が意見を出し合い、従来の店内作業の改善活動を行うなど、生産性の向上を図ってまいります。

生活雑貨販売業では、「雑貨館インキューブ」の新規出店を進めるなど、収益力の強化に努めてまいります。

④ 物流業

国際物流事業では、ニュージーランドやフランス等に営業拠点の開設を進めるなど、国際物流ネットワークの拡充を図ってまいります。また、航空貨物、海運およびロジスティクスの各事業の連携を強化するなど、収益力の向上に努めてまいります。

⑤ レジャー・サービス業

ホテル事業では、クルームブランド2号店となる「西鉄ホテルクルーム名古屋（仮称）」の開業準備や「ソラリア西鉄ホテルバンコク（仮称）」の建設を進めてまいります。また、福岡において「ソラリア西鉄ホテル」の客室およびレストランのリニューアルを行うなど、競争力の強化に努めてまいります。

⑥ その他

各事業におきまして、営業活動の強化と業務の効率化を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第175期 (2014年度)	第176期 (2015年度)	第177期 (2016年度)	第178期 (2017年度)
営 業 収 益	363,523 ^{百万円}	361,465 ^{百万円}	358,273 ^{百万円}	375,153 ^{百万円}
運 輸 業	83,770	86,652	86,305	88,023
不 動 産 業	58,288	56,296	55,574	61,586
流 通 業	79,297	80,825	81,796	80,560
物 流 業	89,001	86,120	82,304	89,146
レジャー・サービス業	38,301	38,772	39,838	44,575
そ の 他	52,561	47,647	47,112	48,015
調 整 額	△ 37,697	△ 34,849	△ 34,657	△ 36,755
親会社株主に帰属する 当期純利益	10,374 ^{百万円}	15,194 ^{百万円}	12,179 ^{百万円}	11,562 ^{百万円}
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	26.27 ^円	38.48 ^円	30.88 ^円	146.65 ^円
総 資 産	472,734 ^{百万円}	491,675 ^{百万円}	523,179 ^{百万円}	568,999 ^{百万円}
純 資 産	143,181 ^{百万円}	150,902 ^{百万円}	167,547 ^{百万円}	181,385 ^{百万円}

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しています。
2. 2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第178期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業
筑豊電気鉄道(株)	490 <small>百万円</small>	100 %	運輸業（鉄道事業）
西鉄バス北九州(株)	450	100	運輸業（バス事業）
博多バスターミナル(株)	400	68.0	不動産業（賃貸事業）
(株) スピナ	480	100	不動産業（賃貸事業）
西鉄不動産(株)	312	100	不動産業（その他不動産事業）
(株) 西鉄ストア	100	100	流通業（ストア事業）
NNR・グローバル・ロジスティクス(U.K.)	1,100 <small>千ポンド</small>	100	物流業（国際物流事業）
NNR・ダクサー	1,533 <small>千ユーロ</small>	51.0	物流業（国際物流事業）
NNR・グローバル・ロジスティクス(U.S.A.)	1,100 <small>千ドル</small>	100	物流業（国際物流事業）
西鉄運輸(株)	100 <small>百万円</small>	100	物流業（国内物流事業）
(株) 西鉄シティホテル	30	100	レジャー・サービス業（ホテル事業）
西鉄旅行(株)	100	100	レジャー・サービス業（旅行事業）
西鉄エム・テック(株)	60	100	その他（車両整備関連事業）

(7) 主要な事業内容および事業施設等（2018年3月31日現在）

① 運輸業

ア. 鉄道事業

会社名(所在地)	線名	営業キロ	駅数	客車車両数
当(福岡市)社	天神大牟田線	95.1km	62駅	300両
	貝塚線	11.0km	10駅	16両
筑豊電気鉄道(株) (福岡県中間市)	—	16.0km	21駅	28両

イ. バス事業

会社名(所在地)	営業キロ	営業所数	営業車両数
当社	4,430.1km	35カ所	1,845両 (乗合1,782両、貸切52両、特定旅客11両)
西鉄バス北九州(株)(北九州市)	734.1km	10カ所	525両 (乗合511両、貸切14両)

- (注) 1. 営業車両数には、他社への賃貸車両数は含んでいません。
 2. 営業キロは、乗合事業におけるキロ数を記載しています。

② 不動産業

事業内容	会社名(所在地)	主要な事業施設等
賃貸事業	当社	ソラリアターミナルビル、ソラリアプラザビル、ソラリアステージビル、チャチャタウン小倉、福岡ビル、西鉄薬院駅ビル、天神コアビル
	博多バスターミナル(株)(福岡市)	博多バスターミナル
	(株)スピナ(北九州市)	飛幡ビル、プラント事業部ビル
住宅事業	当社	営業所 11カ所
その他不動産事業	西鉄不動産(株)(福岡市)	営業所 17カ所

③ 流通業

事業内容	会社名(所在地)	主要な事業施設等
ストア事業	(株)西鉄ストア(福岡県筑紫野市)	スーパーマーケット 67店舗 酒販店 24店舗

④ 物 流 業

事業内容	会社名(所在地)	主要な事業施設等
国際物流事業	当 社	営業所 57カ所、海外事務所 5カ所
	NNR・グローバル・ロジスティクス(U.K.) (英国)	営業所 4カ所
	NNR・ダクサー (ドイツ)	営業所 6カ所
	NNR・グローバル・ロジスティクス(U.S.A.) (米国)	営業所 18カ所
国内物流事業	西鉄運輸(株) (福岡市)	事業所 20カ所

⑤ レジャー・サービス業

事業内容	会社名(所在地)	主要な事業施設等
ホテル事業	当 社	西鉄イン 12店舗
		西鉄ホテルクルーム博多
	ソラリア西鉄ホテル銀座、ソラリア西鉄ホテル鹿児島、ソラリア西鉄ホテル京都プレミアム 三条鴨川	
	(株)西鉄シティホテル (福岡市)	西鉄グランドホテル、ソラリア西鉄ホテル
旅行事業	西鉄旅行(株) (福岡市)	事業所 41カ所

⑥ そ の 他

事業内容	会社名(所在地)	主要な事業施設等
車両整備関連事業	西鉄エム・テック(株) (福岡市)	事業所 4カ所、整備工場 40カ所

(8) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前年度末比増減
運輸業	7,404名	△54名
不動産業	2,020	57
流通業	1,971	44
物流業	3,438	61
レジャー・サービス業	2,722	154
その他	1,547	0
合計	19,102	262

(注) 厚生年金加入者数を従業員数としています。

(9) 主要な借入先 (2018年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株) 日本政策投資銀行	26,847百万円
(株) 福岡銀行	25,549
(株) みずほ銀行	24,910

② 会社の株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 200,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 79,360,186 株 (自己株式 391,178株を含む。)
- (3) 株 主 数 19,046 名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) 福 岡 銀 行	3,881 <small>千株</small>	4.92 %
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	3,352	4.25
(株) 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	3,009	3.81
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	2,538	3.21
(株) み ず ほ 銀 行	2,129	2.70
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	2,053	2.60
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2,035	2.58
第 一 生 命 保 険 (株)	1,501	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	1,059	1.34
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385151	1,031	1.31

(注) 持株比率は、自己株式 (391,178株) を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2017年10月1日付で単元株式数の変更 (1,000株から100株に変更)、株式併合 (5株を1株に併合) および発行可能株式総数の変更 (1,000,000,000株から200,000,000株に変更) を実施しました。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当ならびに重要な兼職の状況		
竹島和幸	取締役	会長	取締役会議長 (株)RKB毎日ホールディングス 社外取締役、 (株)正興電機製作所 社外取締役
倉富純男	代表取締役	社長執行役員	業務全般 監査部担当 (株)福岡中央銀行 社外取締役、(株)九電工 社外 取締役
部谷由二	代表取締役	副社長執行役員	業務全般 安全推進部、経営企画部、西鉄ブ ランド委員会担当 黒崎播磨(株) 社外監査役
高崎繁行	代表取締役	専務執行役員	業務全般 まちづくり推進本部担当 まちづ くり推進本部長
宮田克彦	取締役	常務執行役員	総務広報部、法務コンプライアンス部担当
庄崎秀昭	取締役	上席執行役員	鉄道事業本部担当 鉄道事業本部長 (株)富士ピー・エス 社外取締役
清水信彦	取締役	上席執行役員	自動車事業本部担当 自動車事業本部長
張本邦雄	取締役		TOTO(株) 代表取締役会長兼取締役会議長 (株)RKB毎日ホールディングス 社外監査役
吉松民雄	取締役		コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディ ングス(株) 代表取締役社長、コカ・コーラ ボト ラーズジャパン(株) 代表取締役社長
佐々木 希	取締役 (監査等委員)	常任監査等委員	監査等委員会委員長 (常勤)
大黒 伊勢夫	取締役 (監査等委員)	常任監査等委員	(常勤)
谷 正明	取締役 (監査等委員)		(株)ふくおかフィナンシャルグループ 代表取締 役会長、(株)福岡銀行 代表取締役会長、(株)RKB 毎日ホールディングス 社外取締役、西部瓦 斯(株) 社外取締役
佐藤尚文	取締役 (監査等委員)		九州電力(株) 代表取締役副社長、(株)RKB毎日 ホールディングス 社外取締役

- (注) 1. 2017年6月29日、清水信彦氏は新たに監査等委員でない取締役役に就任しました。
2. 監査等委員でない取締役張本邦雄氏および吉松民雄氏ならびに監査等委員である取締役大黒伊勢夫氏、谷正明氏および佐藤尚文氏は社外取締役です。
3. 監査等委員でない取締役張本邦雄氏および吉松民雄氏ならびに監査等委員である取締役大黒伊勢夫氏および佐藤尚文氏につきましては、東京証券取引所および福岡証券取引所の各規則に定める独立役員として、両取引所に届け出ています。
4. 監査等委員である取締役佐藤尚文氏は、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当社は、常務会等の重要な会議への出席、グループ会社を含めた往査および業務執行状況報告の受領等を行うことにより、監査等委員会の監査・監督機能の充実を図るため、定款において常勤の監査等委員を選定する旨を定めており、当該規定に基づき佐々木希氏および大黒伊勢夫氏を常勤の監査等委員に選定しています。
6. 当事業年度における社外役員の重要な兼職先との取引は次のとおりです。
- | | |
|-------------------------|-------------|
| (1) TOTO(株) | 貨物取扱料受入等 |
| (2) コカ・コーラ ボトラーズジャパン(株) | 自動販売機設置料受入等 |
| (3) (株)福岡銀行 | 資金の借入等 |
| (4) 西部瓦斯(株) | 建物質貸料受入等 |
| (5) 九州電力(株) | 電力料支払等 |

7. 当社は執行役員制度を導入しています。

2018年4月1日現在の執行役員は以下のとおりです。

社長執行役員	倉 富 純 男	業務全般	監査部担当
副社長執行役員	部 谷 由 二	業務全般	安全推進部担当
専務執行役員	高 崎 繁 行	業務全般	まちづくり推進本部担当 まちづくり推進本部長
常務執行役員	北 村 慎 司	国際物流事業本部担当	国際物流事業本部長
上席執行役員	庄 崎 秀 昭	鉄道事業本部担当	鉄道事業本部長
上席執行役員	清 水 信 彦	自動車事業本部担当	自動車事業本部長
上席執行役員	松 尾 利 浩	都市開発事業本部担当	都市開発事業本部長
上席執行役員	大 格 淳	経理部担当	
上席執行役員	藤 田 浩 展	事業創造本部、太宰府委員会、西鉄グループ観光委員会担当	事業創造本部長
上席執行役員	堀 江 広 重	住宅事業本部担当	住宅事業本部長
上席執行役員	戸 田 康一郎	総務広報部、法務コンプライアンス部、人事部担当	
上席執行役員	林 田 浩 一	経営企画部、IT推進部、西鉄ブランド委員会担当	
上席執行役員	吉 村 達 也	ホテル事業本部担当	ホテル事業本部長
執行役員	松 原 章 夫	国際物流事業本部アジア・オセアニア地域統括	
執行役員	庄 山 和 利	北九州統括 北九州事務所担当	西鉄バス北九州(株)代表取締役社長
執行役員	黒 飛 茂 樹	国際物流事業本部副本部長兼営業企画部長	
執行役員	松 藤 悟	鉄道事業本部副本部長兼営業企画部長	
執行役員	東 欣 哉	自動車事業本部副本部長兼計画部長	
執行役員	重 水 徹	住宅事業本部副本部長兼営業企画部長	
執行役員	吉 田 透	総務広報部長	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役張本邦雄氏、吉松民雄氏、谷正明氏および佐藤尚文氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

(3) 取締役の報酬等**① 当事業年度に係る報酬等の額**

役員区分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与		株式交付 信託報酬	
			短期 業績連動	中期 業績連動		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	名
取締役（監査等委員を除く）	368	228	46	43	49	10
取締役（監査等委員）	93	93	—	—	—	4
合計 （うち社外役員）	461 (73)	321 (73)	46 (—)	43 (—)	49 (—)	14 (5)

- (注) 1. 上記賞与は、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額です。
2. 上記株式交付信託報酬は、当事業年度に係る、株式交付ポイント（1ポイントは当社株式0.2株）に対する株式報酬引当金繰入額です。

② 当事業年度に支払った報酬等の額

第177期事業年度に係る賞与として、取締役7名（社外取締役を除く。）に対し98百万円を支払いました。

なお、この金額には、当該事業年度に係る事業報告に記載した賞与86百万円（役員賞与引当金繰入額）が含まれています。

③ 取締役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、取締役会において、上記方針について次のとおり決議しています。

「役員報酬ポリシー」

1. 目的

当社の取締役および上席執行役員に対する報酬は、以下の内容を基本方針とし、当該方針に基づいて報酬を支給します。

- ・ 「にしてつグループの企業理念」の実現を通じた企業価値の安定的かつ持続的な向上に資する内容であること
- ・ 優秀な人材を登用、確保するために相応しい内容であること
- ・ 透明性、公正性の高い報酬制度とし、ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る内容であること

2. 水準

報酬水準については、当社を取り巻く経営環境、従業員の給与水準や他社水準等を考慮のうえ、業績向上に向けた適切なインセンティブとなるよう設定します。

3. 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）および上席執行役員（以下「対象者」といいます。）の報酬

(1) 報酬構成

以下の割合を目安として構成します。

基本報酬：60%、短期業績連動賞与：13%、中期業績連動賞与：12%、株式報酬：15%

i. 基本報酬

基本報酬は、各対象者の役位および職責に応じて支給額を決定します。

ii. 短期業績連動賞与

短期業績連動賞与は、各事業年度における各対象者の業務執行に対する報酬です。中期経営計画で定める目標指標の各事業年度における達成度等に応じて支給額が変動する仕組みであり、持続的な業績向上に向けて適正に動機づけすることを目的としています。

なお、事業部門を担当する対象者については、各担当部門の業績を加味して支給額を決定します。

iii. 中期業績連動賞与

中期業績連動賞与は、3事業年度にわたる各対象者の業務執行に対する報酬です。

3事業年度前と比較した連結EBITDA（※）の上昇率に応じて支給額が変動する仕組みであり、短期的な目線のみならず、中期的な目線でのインセンティブとして中長期的な企業価値向上に寄与することを目的としています。

(※) EBITDAは、営業利益+減価償却費+のれん償却費（営業費）の数式により算出します。

iv. 株式報酬

株式報酬は、信託を通じて、各対象者に対して退任時に株式を交付する制度です。

中期経営計画で定める目標指標の達成度に基づき交付株式数が変動する仕組みであり、株主と利益意識を共有するとともに、経営計画の実行を通じた企業価値向上および株価上昇への貢献意欲を一層高めることを目的としています。

なお、中期経営計画の目標指標は、当社ホームページ等で公表しています。

(2) 報酬決定のプロセス

対象者の報酬の決定にあたっては、代表取締役が事前に社外取締役に見聞聴取したうえで、その意見を尊重して原案を決定し、株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内で、取締役会において決定します。

4. 監査等委員である取締役および社外取締役の報酬

監査等委員である取締役および社外取締役については、職務の性質を踏まえ基本報酬のみとし、株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内で、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定します。

(4) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

氏名	区分	出席回数		発言状況
		取締役会	監査等委員会	
張本邦雄	取締役	16回/16回	－	企業経営者としての経験および知見に基づき、当社の経営全般にわたって、業務を執行する経営陣から独立した立場で発言を行いました。
吉松民雄	取締役	16回/16回	－	企業経営者としての経験および知見に基づき、当社の経営全般にわたって、業務を執行する経営陣から独立した立場で発言を行いました。
大黒伊勢夫	取締役 (監査等委員)	16回/16回	9回/9回	運輸行政における経験に基づき、当社の経営全般にわたって、業務を執行する経営陣から独立した立場で発言を行うとともに、常勤者として、業務の適法性、適正性の観点から業務全般について発言および必要な提言等を行いました。
谷正明	取締役 (監査等委員)	13回/16回	9回/9回	企業経営者としての経験および知見に基づき、当社の経営全般にわたって、業務を執行する経営陣から独立した立場で発言を行うとともに、業務の適法性、適正性の観点から業務全般について発言および必要な提言等を行いました。
佐藤尚文	取締役 (監査等委員)	16回/16回	9回/9回	企業経営者としての経験および知見に基づき、当社の経営全般にわたって、業務を執行する経営陣から独立した立場で発言を行うとともに、財務および会計に関する専門的知見に基づき、業務の適法性、適正性の観点から業務全般について発言および必要な提言等を行いました。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

63百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

78百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 当社の重要な子会社のうち、NNR・ダクサーは、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けています。
3. 監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の分析と評価、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積もりの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、第47回無担保社債発行および第48回無担保社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

5 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、上記体制について次のとおり決議しています。

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、下記のとおり決定する。

なお、これらの体制については、運用状況や内部監査報告等を踏まえて、適宜見直しを行うものとする。

① 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役会を原則として月1回開催するほか必要に応じて開催することにより、取締役間の相互監視機能を確保する。
- イ. 監査等委員会設置会社を採用するとともに、執行役員制度を導入し、重要な業務執行の決定を幅広く社長執行役員に委任することで監督と業務執行の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任し、取締役の職務執行に対する取締役会の監督機能を高める。
- ウ. 毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を実施し、その結果の概要を開示する。
- エ. 法令・倫理遵守のための行動規範となるコンプライアンス方針を制定するとともに、取締役その他の役員は、当社の定めるコンプライアンス方針を率先して遵守する。また、具体的行動指針となるコンプライアンスマニュアルを定め配布する。また、その浸透を図るため社長執行役員または社長執行役員が指名する執行役員が統括する部門横断組織を設置し、教育・アンケートを実施する。
- オ. 違反行為の早期発見・是正を図るため、社内外に内部通報窓口を設置するとともに、内部通報窓口の運営規程にて通報者の不利益取扱いを禁止する。
- カ. 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととし、その旨をコンプライアンス方針において明記する。
- キ. 内部統制システムの整備・改善を推進するため、内部統制システムの運用状況の評価を毎年実施し、その結果を取締役会へ報告する。また、財務報告の信頼性向上のため、内部統制全般について各部門長を対象に自己評価を実施するとともに、関連業務における重要なリスクの洗い出しとコント

ロールの有効性の確認を行う。

- ク. 業務の適法性と妥当性を確保するため、社長執行役員または副社長執行役員直属の監査部による内部監査を実施する。
- ケ. 必要に応じて意見を聞けるよう弁護士等の外部の専門家と契約を結ぶ。

② 職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

職務執行に係る文書その他の記録について、文書取扱規則に基づき関連資料とともに保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 各部門に関するリスクのうち重要なものについて、経営計画で対応策を策定し、その実施状況について毎年評価を行う。
- イ. 全社的なリスクのうち、安全に関する事項、法令・倫理遵守に関する事項等、特に重要なものについて、社長執行役員または、社長執行役員が指名する執行役員が統括する部門横断組織を設置して対応する。
- ウ. 自然災害や事故等の危機について、危機管理規程および緊急事態対応規程に基づき適切かつ迅速に対応する。

④ 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会決議に基づき重要な業務執行の決定を社長執行役員に委任する。
- イ. 取締役会決議および職務権限規程に基づき社長執行役員の権限を執行役員および他の使用人に委譲し、専門性に基づく効率化、相互牽制による適正化を図る。
- ウ. 社長執行役員および関係する執行役員で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について方向性を決定するとともに、必要な報告を受ける。
- エ. 社長執行役員、部門担当執行役員で構成する常務会を設置し、社長執行役員決裁事項その他重要事項について審議するとともに、業務執行状況の把握・監督を行う。
- オ. 経営計画において具体的な数値目標を設定し、達成状況を毎月取締役会に報告する。
- カ. 全社的に取り組むべき経営課題については必要に応じ部門横断組織を設置する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. グループ経営規程を制定し、事業分野ごとに区分した子会社を当社の関係部門が支援し、連携を図る主管部制の下、次の各号に掲げる事項を実施す

る。

- i. グループ全体のコンプライアンスが推進されるよう、社内規程やマニュアルの共通化、子会社を対象とする研修等を実施するとともに、一般管理部門による指導支援を行う。また、子会社が当社の内部通報窓口を利用できる環境を整え、通報者の不利益取扱いを禁止する。
 - ii. グループ経営規程に基づく子会社からの報告、必要に応じた監査部による調査等により、グループ会社の業務の状況の把握に努める。
 - iii. 子会社に関するリスクのうち重要なものについて、子会社の経営計画の中で策定される対応策とその実施状況の報告を受ける。
 - iv. グループ全体に関するリスクのうち、安全に関する事項、法令・倫理遵守に関する事項等、特に重要なものについて、当社社長執行役員または社長執行役員が指名する執行役員が統括する部門横断組織を設置し、グループ横断的に対応する。
- イ. 会計、給与計算、福利厚生等の各社に共通する業務を効率化し、適正を確保するため、専門の子会社を設立し、集中処理を行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ア. 監査等委員会の職務の補助を行うため、監査等委員会の下に監査等委員会室を設置し、専任の使用人5名以上を配置する。
- イ. その他、監査等委員会が関係部門の使用人に対し監査等委員会の職務の補助を要請した場合は、その要請を最大限尊重する。
- ウ. 監査等委員会室に属する使用人の人事については、監査等委員会と協議し、決定する。

⑦ 監査等委員会への報告に関する体制

- ア. 監査等委員でない取締役および使用人は、次の各号に定める事項について監査等委員会に対し、直接または取締役会・常務会その他重要な会議を通じて説明、報告する。
- i. 毎月の経営状況
 - ii. 社長執行役員決裁事項その他重要な決定事項
 - iii. 重大な法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - iv. 内部通報窓口の運用状況・通報内容（子会社からの通報含む）
 - v. その他重要な事項
- イ. 子会社の取締役、監査役および使用人は、次の各号に定める事項について

当社の監査等委員会に対し、直接または主管部を通じて説明、報告する。

- i. 四半期ごとの経営状況
- ii. 重要な決定事項
- iii. 重大な法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- iv. 内部通報窓口の運用状況
- v. その他重要な事項

ウ. 前二項の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利益取扱いを行わない。

⑧ **監査等委員の職務の執行について生ずる費用に関する事項**

監査等委員がその職務を執行するにあたり必要な費用は、監査等委員の請求に応じてこれを支出する。

⑨ **その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査の実効性向上を図るため、内部監査を担当する監査部は監査計画立案に際し監査等委員会と協議し、監査の経過および結果を報告する。

(2) **上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況**

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① **職務執行の法令・定款適合性確保のための体制**

前年度に改定したコンプライアンス方針およびコンプライアンスマニュアルのより一層の浸透を図るため、各職場の実情を反映した個別マニュアルの策定に取り組みました。

また、国内のグループ全従業員および海外子会社の管理職従業員を対象にコンプライアンスに関する施策についてアンケート調査を実施し、その結果に基づき改善策を策定しました。

② **職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制**

資料の保存・管理方法についての調査を実施し、保存文書の再整理を行うなど、適正な管理に努めました。

③ **損失の危険の管理に関する体制**

部門横断組織である西鉄グループ安全マネジメント委員会を中心とした活動を確実に実施しました。

また、大規模災害等の発生に、より適切に対応するため、危機管理規程等を

改定したほか、各種研修・訓練等を実施しました。

④ **職務執行の効率性確保のための体制**

職務権限規程に基づく権限委譲を行うとともに、経営会議や常務会等の会議体において重要事項を審議したほか、部門横断組織を設置し、ブランド戦略や観光戦略について協議するなど、効率的な職務遂行に努めました。また、電子決裁システムを導入しました。

⑤ **企業集団における業務の適正確保のための体制**

上記のコンプライアンス、安全、大規模災害対応に関する取り組みに加え、監査部が国内15社、海外2社に対して内部監査を実施しました。また、子会社を対象に、不祥事発生の実態とその予防策等をテーマとした研修を実施するとともに監査担当者との連絡会議を開催し、監査の実効性向上に取り組みました。

⑥ **監査等委員会監査の実効性確保のための体制**

監査部が監査計画立案に際し監査等委員会と協議したほか、毎月開催する監査連携会議にて内部監査の実施状況を報告するなど、監査等委員会監査の実効性確保に努めました。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	132,041	流 動 負 債	166,250
現金及び預金	32,766	支払手形及び買掛金	51,754
受取手形及び売掛金	41,940	短期借入金	38,187
リース投資資産	118	1年以内償還社債	10,000
販売土地建物	39,037	未払消費税等	875
商品及び製品	3,886	未払法人税等	2,600
原材料・その他貯蔵品	2,149	前受金	36,394
仕掛品・未成工事支出金	913	賞与引当金	5,687
繰延税金資産	3,193	役員等賞与引当金	193
その他の流動資産	8,224	ポイント引当金	40
貸倒引当金	△189	リース債務	872
		その他の流動負債	19,643
固 定 資 産	436,957	固 定 負 債	221,363
有形固定資産	370,773	社債	74,000
建物及び構築物	171,414	長期借入金	93,615
機械装置及び車両運搬具	20,839	繰延税金負債	2,400
土地	118,687	ポイント引当金	107
リース資産	2,620	役員等退職慰労金引当金	191
建設仮勘定	51,696	旅行券等引換引当金	165
その他の有形固定資産	5,515	株式報酬引当金	121
無形固定資産	5,248	退職給付に係る負債	22,741
無形固定資産のれ	3,645	リース債務	2,594
リース資産	1,339	資産除去債務	489
投資その他の資産	262	預り保証金	24,738
投資有価証券	60,936	その他の固定負債	197
退職給付に係る資産	43,363	負 債 合 計	387,613
繰延税金資産	3,239	(純資産の部)	
リース投資資産	5,266	株 主 資 本	164,617
その他の投資その他の資産	259	資本金	26,157
貸倒引当金	9,244	資本剰余金	12,616
	△437	利益剰余金	126,910
		自己株式	△1,066
		その他の包括利益累計額	12,888
		その他有価証券評価差額金	12,194
		繰延ヘッジ損益	△8
		為替換算調整勘定	232
		退職給付に係る調整累計額	468
		新株予約権	486
		非支配株主持分	3,394
		純 資 産 合 計	181,385
資 産 合 計	568,999	負 債 ・ 純 資 産 合 計	568,999

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		375,153
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	324,726	
販売費及び一般管理費	29,996	354,723
営業利益		20,430
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,198	
持分法による投資利益	600	
為替差益	172	
その他の	607	2,579
営業外費用		
支払利息	1,727	
その他の	578	2,305
経常利益		20,704
特別利益		
固定資産売却益	470	
受託工事金受入額	53	
負担金等受入額	1,234	
段階取得に係る差益	392	
受取和解金	280	
その他の	2	2,434
特別損失		
固定資産圧縮額	1,399	
固定資産除却損	779	
減損損失	2,507	
移転補償費用	854	
その他の	203	5,745
税金等調整前当期純利益		17,393
法人税、住民税及び事業税	5,703	
法人税等調整額	△339	5,364
当期純利益		12,028
非支配株主に帰属する当期純利益		465
親会社株主に帰属する当期純利益		11,562

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	96,678	流動負債	165,584
現金及び預金	20,004	短期借入金	73,872
受取手形	26	1年以内償還社債	10,000
未収運賃	1,814	リース債	38
未収金	20,155	未払費用	33,024
未収税金等	534	未払法人税等	1,917
短期貸付金	239	未預り連絡運賃	1,550
販売土地建物	7,712	預り運賃	59
貯蔵品	39,102	前受運賃	3,181
前払費用	906	前受取金	1,897
繰延税金資産	553	前受取利益	35,324
その他の流動資産	1,318	賞与引当金	611
貸倒引当金	4,316	役員等賞与引当金	2,045
	△7	1年以内返還預り保証金	135
		従業員預り金	98
		その他の流動負債	1,202
			624
固定資産	403,115	固定負債	200,448
鉄道事業固定資産	70,022	長期借入金	74,000
自動車事業固定資産	24,380	リース債	88,627
兼業固定資産	179,272	長期未払金	185
各事業関連固定資産	4,386	繰延税金負債	176
建設仮勘定	47,154	ポイント引当金	3,003
投資その他の資産	77,898	退職給付引当金	107
関係会社株式	27,216	株式報酬引当金	11,620
投資有価証券	31,259	関係会社事業損失引当金	121
関係会社出資金	2,151	資産除去債務	237
出資金	0	預り保証金	134
長期貸付金	13,050		22,232
長期前払費用	30	負債合計	366,033
その他の投資その他の資産	1,914	(純資産の部)	
貸倒引当金	2,329	株主資本	121,411
	△52	資本剰余金	26,157
		資本準備金	12,914
		利益剰余金	12,914
		利益準備金	83,406
		その他利益剰余金	5,054
		特別償却準備金	78,351
		固定資産圧縮積立金	40
		別途積立金	5,308
		繰越利益剰余金	58,150
		自己株式	14,852
		評価・換算差額等	△1,066
		その他有価証券評価差額金	11,862
		新株予約権	11,862
			486
		純資産合計	133,760
資産合計	499,793	負債・純資産合計	499,793

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
鉄道事業	
営業収益	21,609
営業費用	19,391
自動車事業	
営業収益	39,011
営業費用	38,605
兼業	
営業収益	92,063
営業費用	83,836
全事業営業利益	8,227
営業外収益	
受取利息及び配当金	4,041
その他の	518
営業外費用	
支払利息	1,715
その他	299
経常利益	13,396
特別利益	
固定資産売却益	363
受託工事金受入額	53
負担金等受入額	710
抱合せ株式消滅差益	649
関係会社事業損失引当金取崩益	284
その他	167
特別損失	
固定資産圧縮額	748
固定資産除却損	646
移転補償費用	854
その他	203
税引前当期純利益	13,171
法人税、住民税及び事業税	2,827
法人税等調整額	△295
当期純利益	10,640

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月14日

西日本鉄道株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芳野博之 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮本義三 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渋田博之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西日本鉄道株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2018年5月14日

西日本鉄道株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 芳野博之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮本義三 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 茨田博之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西日本鉄道株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第178期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第178期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査部門と連携の上、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については上記に加えて、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月16日

西日本鉄道株式会社 監査等委員会

常任監査等委員 (常勤) 佐々木 希 ㊟

常任監査等委員 (常勤) 大黒 伊勢夫 ㊟

監査等委員 谷 正明 ㊟

監査等委員 佐藤 尚文 ㊟

(注) 監査等委員大黒伊勢夫、監査等委員谷正明及び監査等委員佐藤尚文は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、ご注意事項をご了承のうえ、行使してくださいようお願い申し上げます。

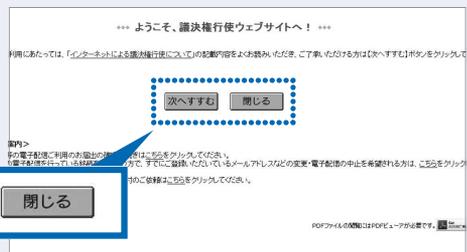
インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

STEP 1 ウェブサイトへアクセス

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

①「次へすすむ」をクリック

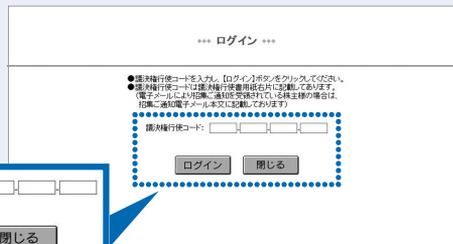


STEP 2 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された

②「議決権行使コード」を入力し

③「ログイン」をクリック

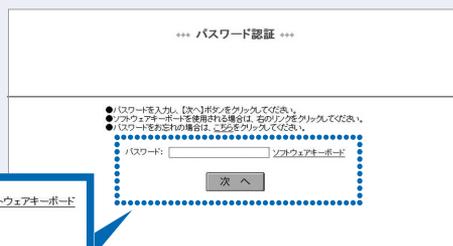


STEP 3 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された

④「パスワード」を入力し

⑤「次へ」をクリック



以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください

ご注意事項

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。

また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること
- ② 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること
- ③ Webブラウザ及びPDFビューアがインストールされていること（以下の組み合わせで動作確認をしています）。

OS	Web ブラウザ	PDFビューア
Windows Vista®	Internet Explorer® Ver.7~9	Adobe® Reader® Ver.9
Windows® Ver.7	Internet Explorer® Ver.8~11	Adobe® Reader® Ver.11
Windows® Ver.8.1	Internet Explorer® Ver.11	Adobe® Reader® Ver.11

* Windows、Windows Vista及びInternet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標または商標です。

* AdobeおよびReaderは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標または商標です。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 **日本証券代行株式会社代理人部** ウェブサポート専用ダイヤル



0120-707-743 午前9時～午後9時受付（土曜・日曜・祝日も含む）

■ 「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様および常任代理人様につきましては、(株)東京証券取引所等により設立された(株)ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会会場のご案内

福岡市中央区天神二丁目2番43号
ソラリア西鉄ホテル 8階彩雲の間



ご案内

- ▶ 株主総会会場へはソラリアプラザビル1階より、エレベーターにてお越しください。
- ▶ 当日は、専用駐車場の用意はございません。できるだけ当社バス、電車等の公共交通機関をご利用ください。